

公益財団法人尚志社 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益財団法人尚志社（以下「当財団」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- 6 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 7 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤の理事長及び常務理事の報酬は月額とする。
- 4 職員兼務役員の報酬は職員の給与規程に基づき職員給与として支給し、役員報酬としては別表第1「常勤役員の報酬月額」の範囲内で支給することができる。
- 5 前項以外の非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 6 評議員には、定款第13条に定める範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 当財団の常勤役員の報酬月額は別表第1の「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の理事の報酬月額は別表第1の「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事会の承認を経て、決めるものとする。
- 2 非常勤の理事長及び常務理事の報酬月額は別表第2の「非常勤役員の報酬月額」のとおりとし、その報酬月額は別表第2の「非常勤役員の報酬月額」のうちから、理事会の承認を経て、決めるものとする。
- 3 前項以外の非常勤役員に対する報酬は無報酬とするが、理事会出席の都度、別表第3に基づき支払うものとする。
- 4 常勤役員に対する賞与、退職手当はなしとする。
- 5 各評議員の報酬等は、定款13条に定める範囲内で、別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第5条 常勤役員並びに非常勤の理事長及び常務理事の報酬は、月額をもって、毎月一定の定まった日に支給するものとする。
- 2 前項以外の非常勤役員及び評議員にあっては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定める所により控除すべき金額および本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第7条 役員および評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

- 第8条 当財団は、役員および評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第9条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人尚志社設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

次の役員が常勤となった場合には、以下の範囲内で月給を支払う。

理事長	80万円までの範囲内
常務理事	70万円までの範囲内
理事	30万円までの範囲内

別表第2 非常勤の理事長及び常務理事の報酬月額

非常勤の理事長及び常務理事には、以下の範囲内で月給を支払う。

理事長	40万円までの範囲内
常務理事	30万円までの範囲内

ただし、武田薬品工業株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員が兼務する者に対しては、報酬を支給しない。

別表第3 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律3万円（源泉徴収後の金額）とする。

別表第4 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律3万円（源泉徴収後の金額）とする。